

2020年9月

投資家の皆様へ

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

「BNYメロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド」
信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

追加型証券投資信託「BNYメロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド」は、2010年1月12日の設定以来運用を行ってまいりましたが、受益権口数は信託約款第52条に定められた信託契約の解約（繰上償還）の基準である10億口を大きく下回っている状況です。

弊社といたしましては、上記の事情を鑑み、今後、運用の基本方針に則った運用の継続が困難となることが懸念されるため、信託契約を解約し、お預かり致しました運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって有利であると判断致しました。

この信託終了（繰上償還）につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、書面による決議を実施致します。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

◆ 書面決議の手続および日程

- | | |
|---------------------------------------|---------------|
| ① 受益権数の確定 | 2020年9月17日 |
| ② 書面による議決権の行使期限 | 2020年10月19日まで |
| ③ 書面による決議の日
(信託終了（繰上償還）の可否が決定される日) | 2020年10月20日 |
| ④ 信託終了（繰上償還）予定日 | 2020年11月27日 |

この信託終了（繰上償還）については、2020年9月17日時点の受益者（2020年9月15日までに取得の申し込みをされた方を含みます。）を対象としております。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、2020年11月27日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。なお、買付申込みは2020年10月21日までとなります。

以上